

第二期

三木市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

三 木 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 社会情勢	5
2. 人口・世帯の状況	6
3. 子育てに関する状況	14
4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本理念	20
2. 基本方針	20
3. 施策体系	21
第4章 分野別の取組	22
基本方針1：就学前教育・保育の質の確保と充実	22
基本方針2：子育て家庭への支援の充実	23
基本方針3：子育てしやすい環境づくり	26
第5章 事業実施の見込みと確保方策	27
1. 子どもの人口の見込み	27
2. 教育・保育提供区域の設定	28
3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保	29
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	32
第6章 計画の推進体制	38
1. 計画推進及び進捗状況の把握	38
2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進	38
3. 関係機関との連携	38
4. 本計画に基づき実施する事業について	39
資料編	48
1. みきっ子未来応援協議会条例	48
2. みきっ子未来応援協議会 委員名簿	50
3. みきっ子未来応援協議会 子育て環境部会 委員名簿	51
4. 用語集	52

本文中で※印のついている用語については、52～53 ページの用語集をご参照ください。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

人口減少社会の到来を迎えた我が国においては、進行する少子化が大きな課題とされ、子ども・子育て支援の重要性がうたわれてきました。近年では共働き家庭の増加等を背景として、低年齢児からの保育ニーズの急増と待機児童の慢性的な発生が社会問題として注目を集めています。また、核家族化の進行や地域のつながりの低下により、子育てにおいて保護者に役割と責任が集中する傾向が強まっており、子育て家庭の支援がこれまで以上に求められています。

国においては、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきました。しかし、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が平成 27 年度より開始されました。

平成 28 年 6 月には「児童福祉法」「児童虐待防止法」が改正され、児童について、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが児童福祉法の理念として明確化されるとともに、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化が図られています。さらに令和元年 6 月の児童福祉法の改正では、「しつけ」を名目とする体罰の禁止が明文化されるなど、児童虐待防止の強化に向けた法整備が進んでいます。

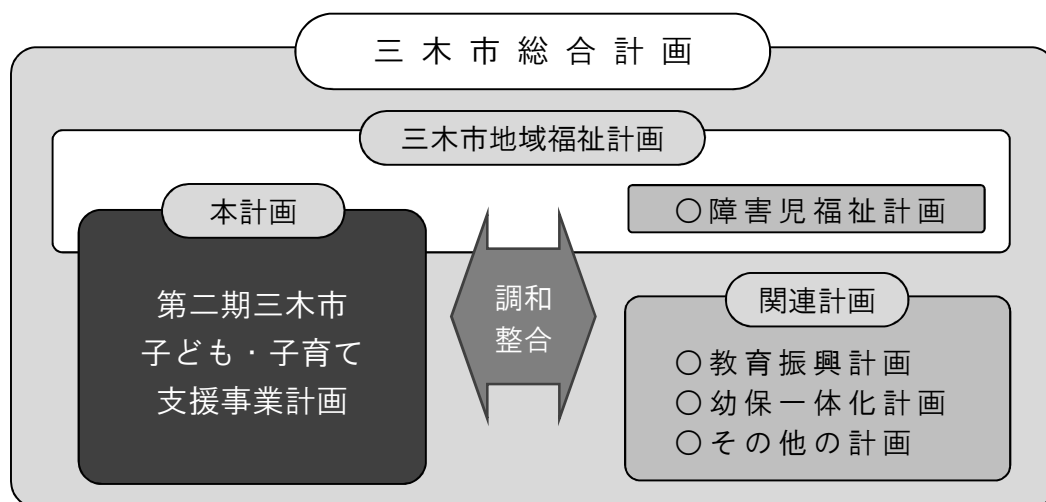
また、令和元年には「子ども・子育て支援法」が改正され、少子化対策の重要施策として 3 歳児以上の幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月より全国的に開始されました。

本市では、平成 27 年 3 月に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成 29 年度からは全国に先駆けて 3 歳児以上の幼児教育・保育の無償化と、0～2 歳児の保育料の半額助成を実施し、子育て家庭の支援の充実を図ってきました。令和元年度に「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」、及び地域福祉分野における基本的な方向性を示した「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、「三木市教育振興計画」「三木市幼保一体化計画」「三木市障害児福祉計画」などの関連する計画との調和と整合性を図っていきます。



3. 計画の期間

本計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とします。

平成 27 年度	...	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第一期計画			第二期三木市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第三期計画	

4. 計画の策定体制

本計画を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取組が必要です。そのため、計画の策定段階より、関係機関、団体、市民との連携を図り、幅広い議論のもとに策定作業を進めました。

(1) みきっ子未来応援協議会による協議

「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」第 77 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、三木市では「みきっ子未来応援協議会」を位置づけ、計画策定に向け、子ども・子育て支援に関する事項を協議しました。

実施日	会議等	内容
平成 30 年 7 月 30 日（月）	平成 30 年度第 1 回みきっ子未来応援協議会全体会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について
平成 30 年 11 月 29 日（木）	平成 30 年度みきっ子未来応援協議会第 1 回子育て環境部会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査の質問項目について
平成 31 年 3 月 20 日（水）	平成 30 年度第 2 回みきっ子未来応援協議会全体会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果速報報告
令和元年 8 月 27 日（火）	令和元年度第 1 回みきっ子未来応援協議会全体会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画について ・第二期三木市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果報告書 ・第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（骨子案） ・第二期子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール
令和元年 9 月 25 日（水）	令和元年度みきっ子未来応援協議会第 1 回子育て環境部会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和元年 12 月 12 日（木）	令和元年度第 2 回みきっ子未来応援協議会全体会	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年 12 月 25 日（水） ～1 月 24 日（金）	パブリックコメントの実施	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する意見募集
令和 2 年 3 月 4 日（水） ～3 月 19 日（木）	令和元年度第 3 回みきっ子未来応援協議会全体会（書面開催）	○第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（案）について

（２）三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

平成 31 年 1 月 25 日～2 月 15 日に「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関する子育て家庭のニーズ等について調査を行いました。

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	2,425（全数）	1,322	54.5%
小学生児童保護者	1,000（無作為抽出）	480	48.0%

（３）事業者ヒアリング等の実施

平成 31 年 3 月 11 日に「三木市子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見聴取会」を実施し、子育て支援に関する就学前教育・保育に関わる教職員、事業者、支援者の立場からみた三木市の子育て世帯の課題や、支援のあり方についてヒアリングを行いました。さらに、教育・保育の見込み量と確保方策の検討にあたっては、私立の就学前施設を運営する法人からヒアリングを行い、今後の利用ニーズの動向や整備の見通しについて、情報共有を図りました。

また、本計画について、市民から幅広い意見を募るため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 社会情勢

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率※は3年連続で低下しており、平成30年で1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人一人の希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが求められています。

平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等の対応策が掲げられています。また、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を平成30年度から令和4年度末までに整備することとしており、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和2年度末までに整備することとしています。さらに令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化制度が開始され、全国的に3歳児以上の幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした国の取組の一方で、増大する待機児童の解消や、幼児教育・保育における人材確保が全国的に問題となっており、地方自治体における子育て支援の大きな課題となっています。

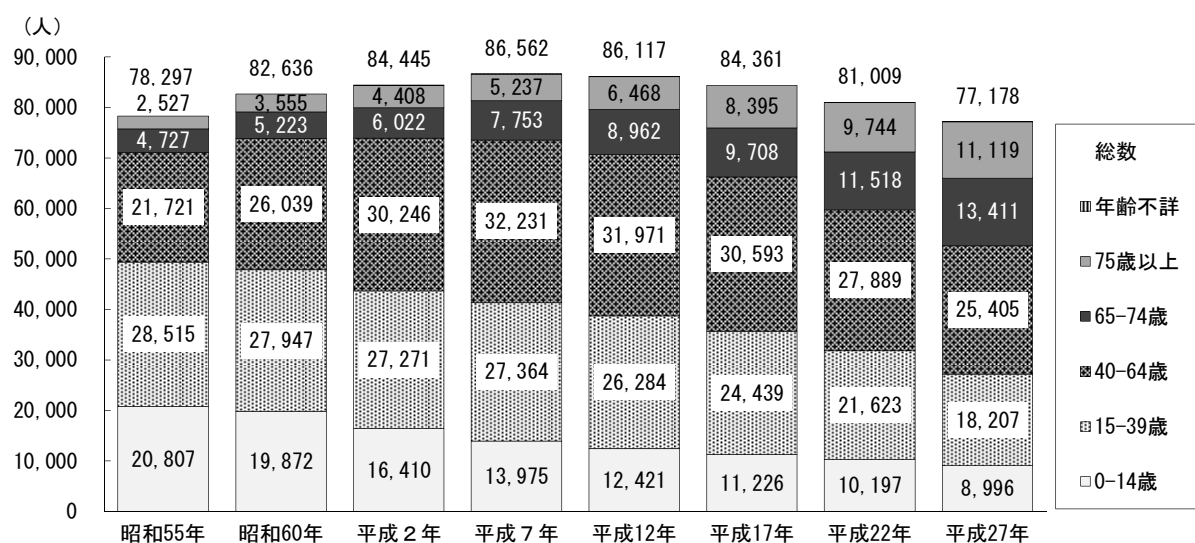
近年社会的な注目を集めている子どもの貧困問題については、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、国・地方自治体における対策が課題となっています。国においては、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、重点的な取組が開始されています。また、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされています。

2. 人口・世帯の状況

(1) 総人口の推移

三木市の人口は平成27年国勢調査で77,178人、14歳以下の子どもの人数は8,996人となっています。年齢別人口割合をみると、39歳以下人口の割合が減少し、65歳以上人口の割合が増加しています。

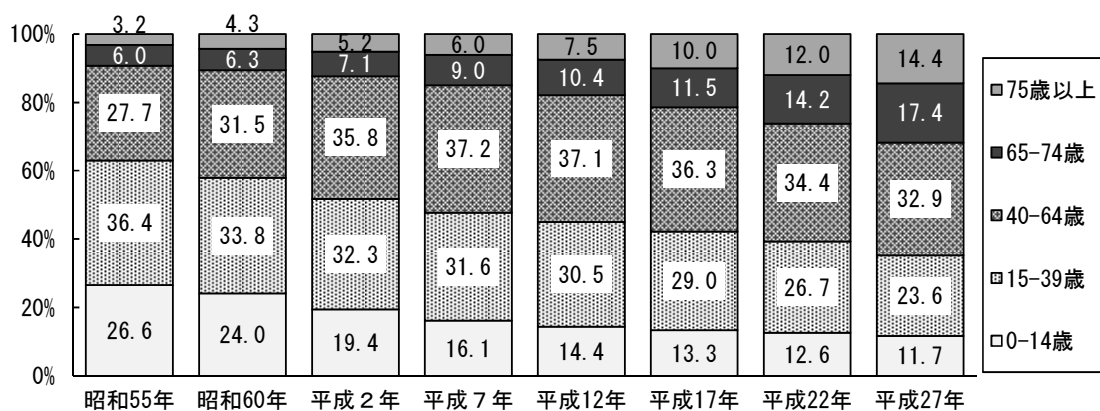
■年齢別総人口の推移



※人口の総数には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査

■年齢別人口割合の推移

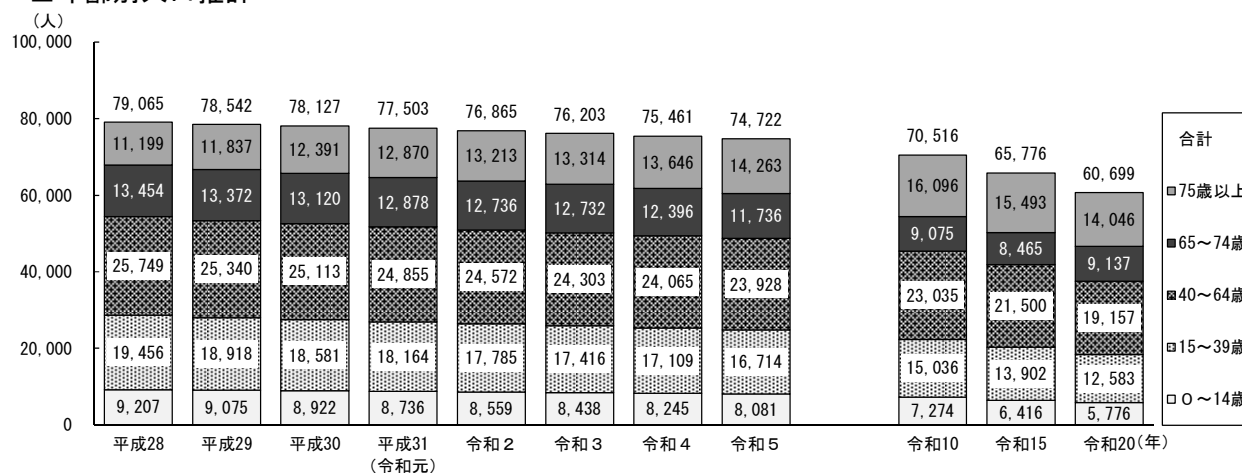


資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳に基づく推計人口

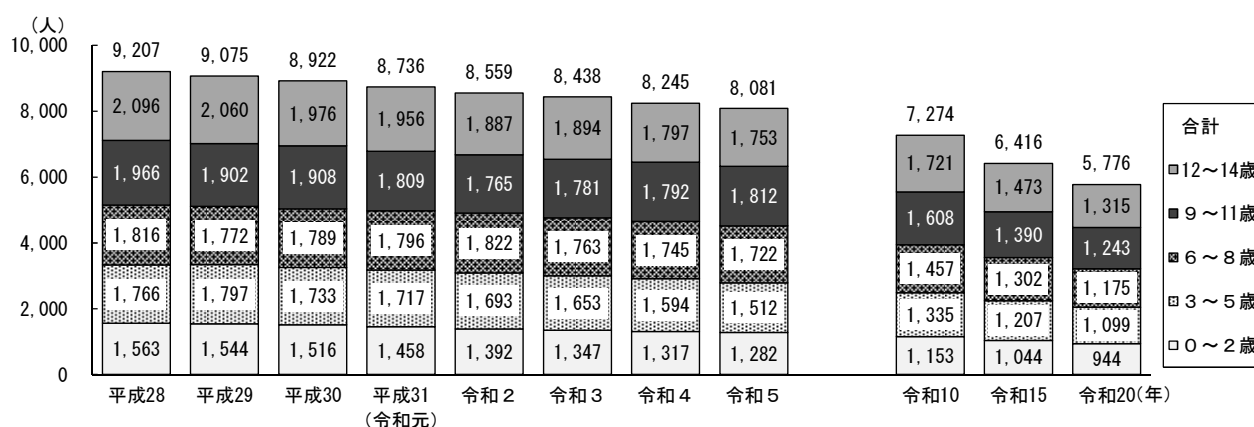
本市の人口は、長期的に減少傾向が見込まれており、14歳以下の若年人口についても、減少が続く見込みとなっています。

■年齢別人口推計



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点 平成31年までは実績値）

■若年人口推計

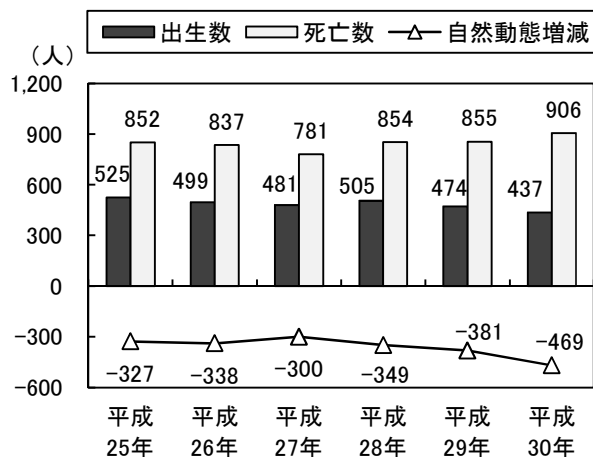


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日時点 平成31年までは実績値）

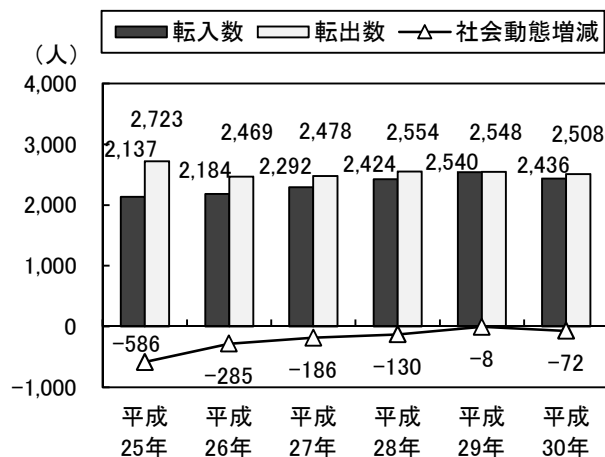
(3) 人口動態の推移

自然動態※の推移をみると、平成 25 年以降、各年において出生数が死亡数を下回り、自然減となっています。社会動態※の推移においても、各年において転入数が転出数を下回り、社会減で推移していますが、平成 29 年以降はその差が 100 人以下となっています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移

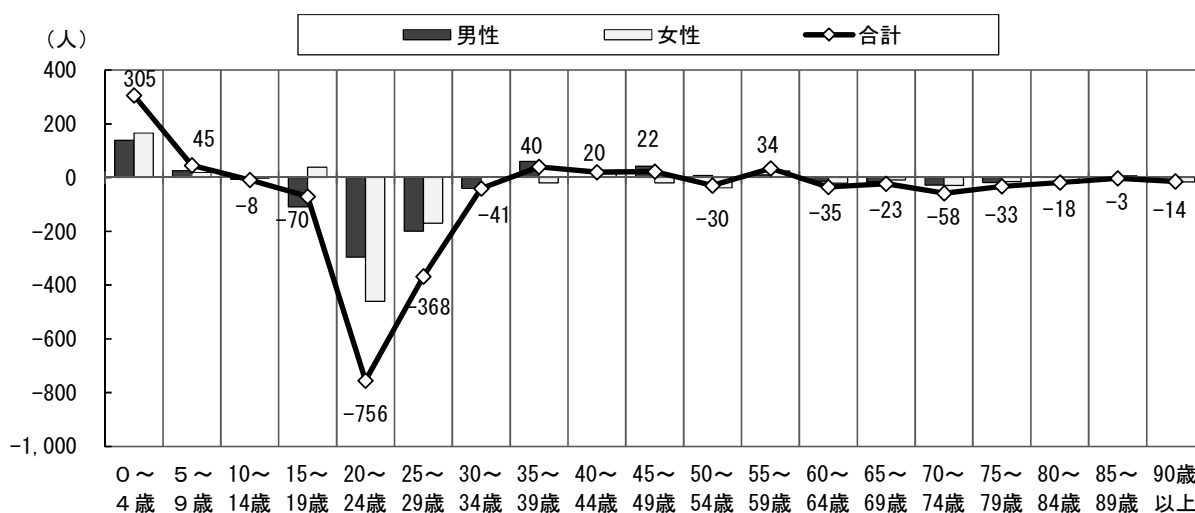


資料：兵庫県統計課「兵庫県推計人口」

(4) 年齢別純移動数

平成 26 年から平成 30 年の 5 年間の三木市の年齢別の純移動数（転入者数－転出者数）の合計をみると、0～4 歳は転入超過、20 歳台は大幅に転出超過となっています。独身者の転出と子育て世帯の転入があったと考えられます。

■年齢別純移動数（平成 26 年～平成 30 年の合計）

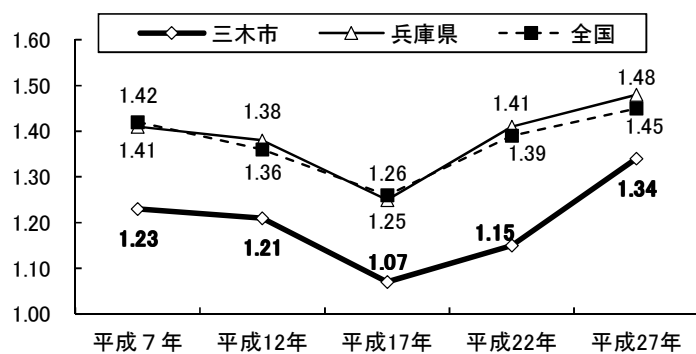


資料：住民基本台帳人口移動報告

(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成7年から平成17年にかけ減少し、その後増加に転じ、平成27年は1.34となっています。また、県・国と比較すると、各年最も低い値で推移しています。

■合計特殊出生率の推移



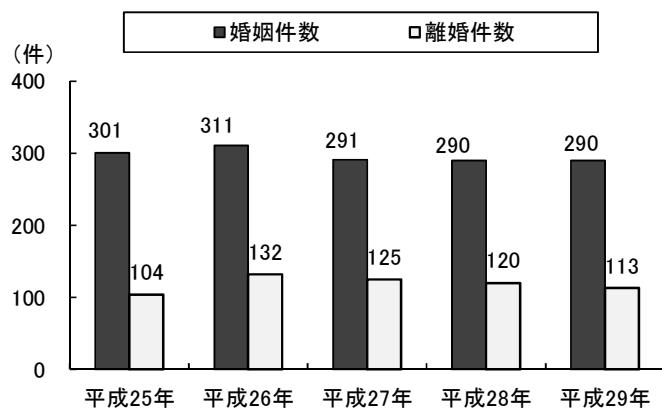
資料：兵庫県「平成29年保健統計年報」

(6) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は平成25年以降300件前後で推移し、平成29年は290件となっています。

離婚件数は平成27年以降減少で推移し、平成29年は113件となっています。

■婚姻と離婚件数の推移

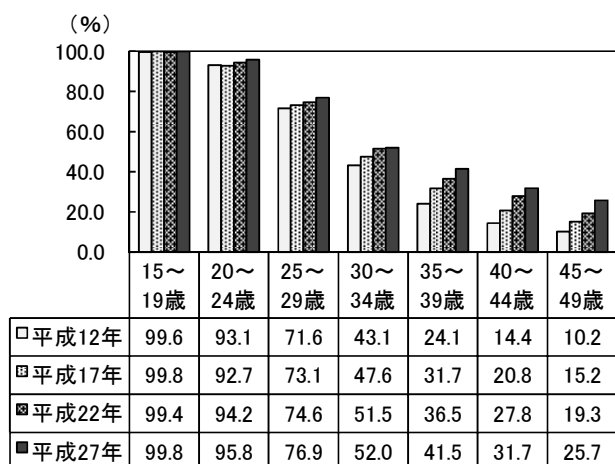


資料：兵庫県「人口動態調査」

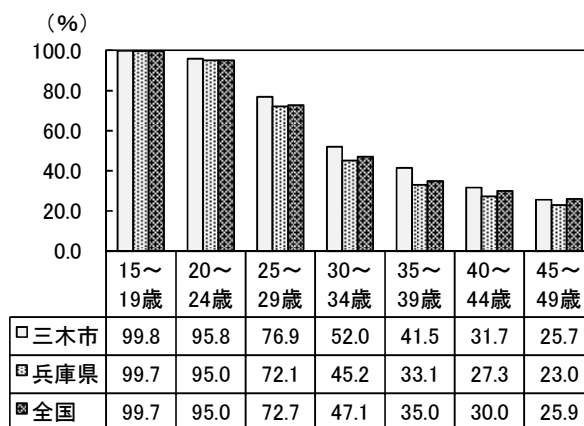
(7) 5 歳階級別未婚率の推移

男性の未婚率をみると、25～49 歳で年々増加傾向にあります。平成 27 年と平成 12 年と比較すると、35～49 歳で 10 ポイント以上増加しています。また、県・全国との比較では、44 歳以下で最も高い値となっています。

■男性の未婚率の推移



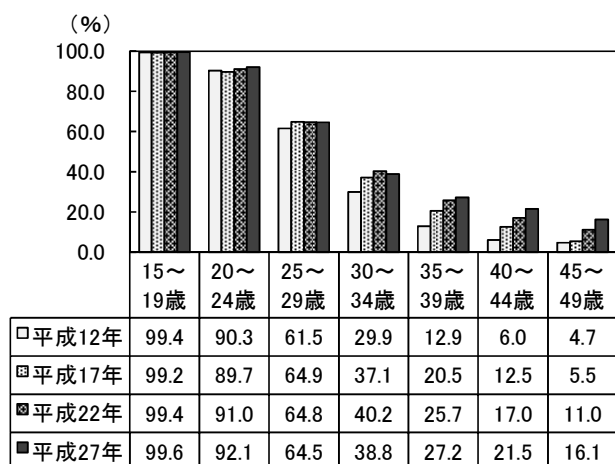
■男性の未婚率の比較（平成 27 年）



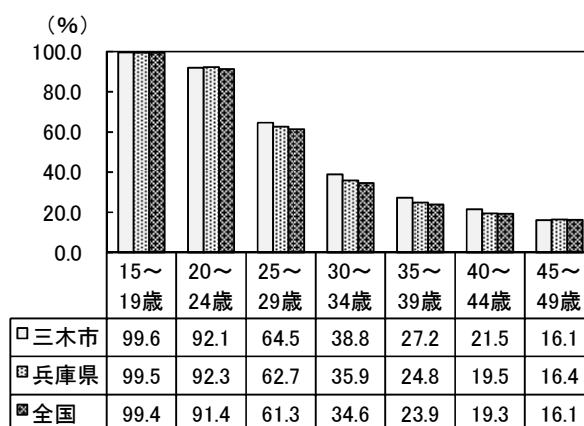
資料：国勢調査

女性の未婚率をみると、35～49 歳で年々増加傾向にあります。平成 27 年と平成 12 年と比較すると、男性と同様、35～49 歳で 10 ポイント以上増加しています。また、県・全国との比較では、20～24 歳、45～49 歳を除いた年齢区分で最も高い値となっています。

■女性の未婚率の推移



■女性の未婚率の比較（平成 27 年）



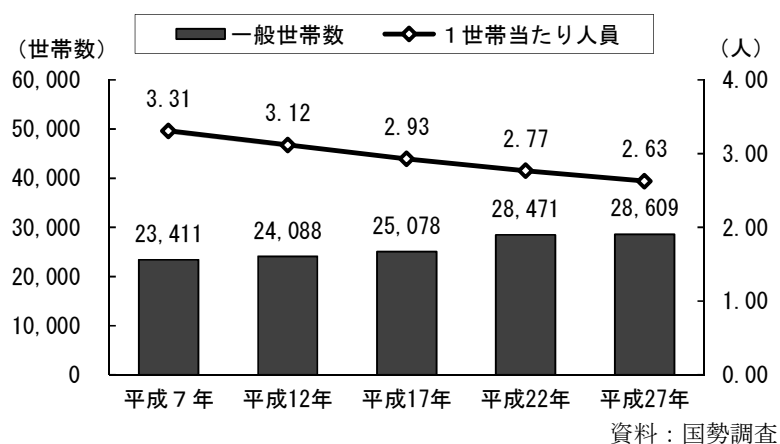
資料：国勢調査

（８）世帯数と世帯類型別構成比の推移

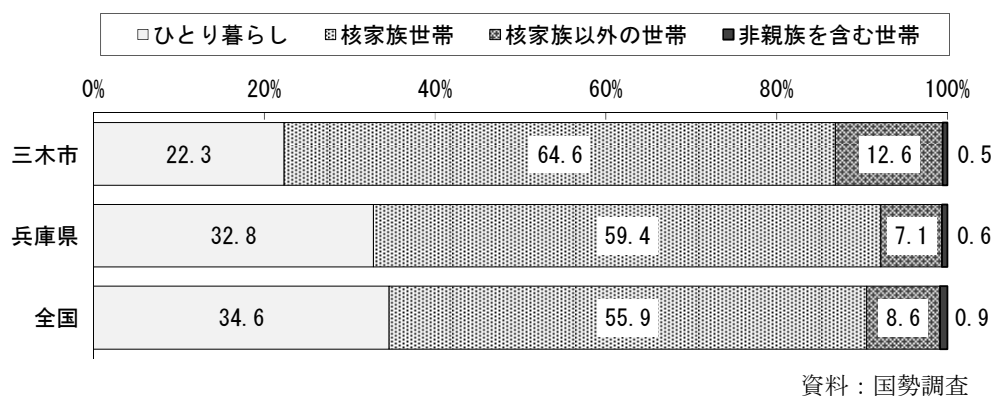
世帯数は年々増加し、平成 27 年では 28,609 世帯と、平成 7 年から約 5,200 世帯増加しています。一方、1 世帯当たり人員数は年々減少し、平成 27 年では 2.63 人と、平成 7 年から 0.68 人減少しています。

平成 27 年の世帯類型別構成比の割合をみると、ひとり暮らし世帯の割合は 22.3%で、全国・県と比べ低くなっている一方、核家族世帯の割合は 64.6%と、全国・県を上回っています。

■世帯数と 1 世帯当たり人員の推移



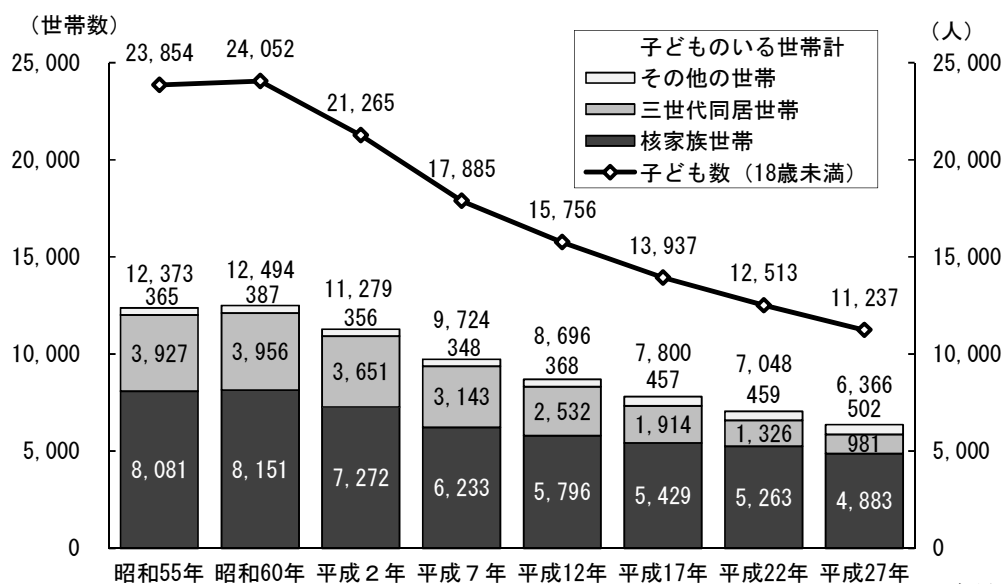
■世帯類型別構成比の比較（平成 27 年）



(9) 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯は、平成17年から平成27年の10年間に約1,500世帯減少しています。特に、三世代同居世帯の減少が顕著です。

■18歳未満の子どものいる世帯数の推移

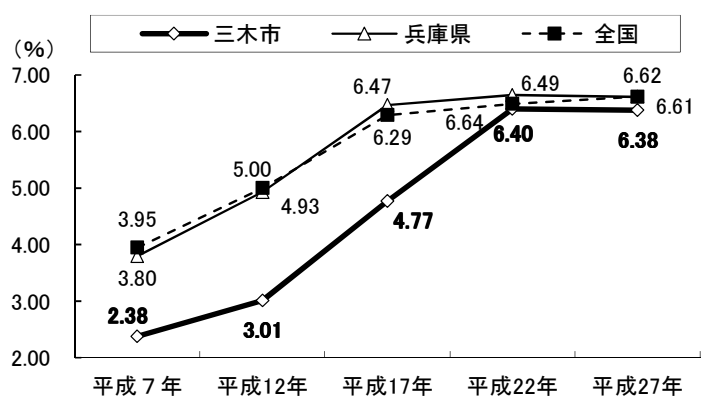


資料：国勢調査

(10) ひとり親世帯

18歳未満の子どものいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、近年上昇しており、平成27年では6.4%で国・県とほぼ同水準です。

■18歳未満の子どものいる世帯に占める比率の推移

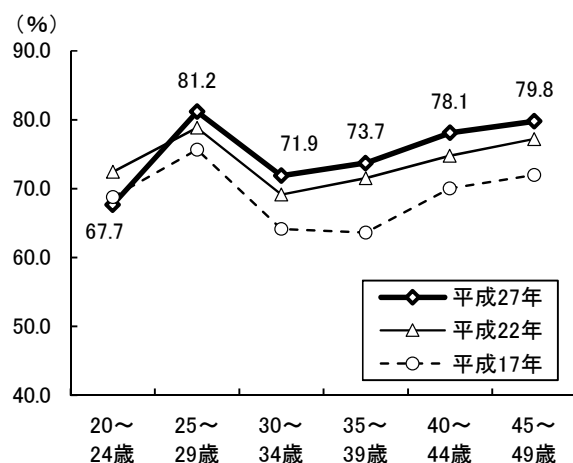


資料：国勢調査

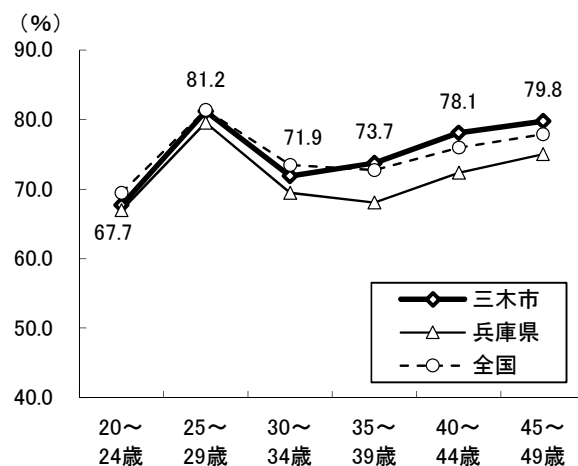
(11) 女性の年齢5歳階級別労働力率※

年齢別の女性の労働力率の推移をみると、平成17年から平成27年にかけて、特に30歳台、40歳台の労働力率（就業・休業・求職中の割合）が大きく増加しています。いわゆるM字カーブの谷が浅くなっており、出産後も仕事を続けたり、早期に仕事を再開する女性が増加していることがうかがえます。国・県と比較すると、三木市の女性の労働力率は国と同水準、県平均を大きく上回って推移しています。

■ 年齢別女性の労働力率の推移



■ 年齢別女性の労働力率の比較（平成27年）

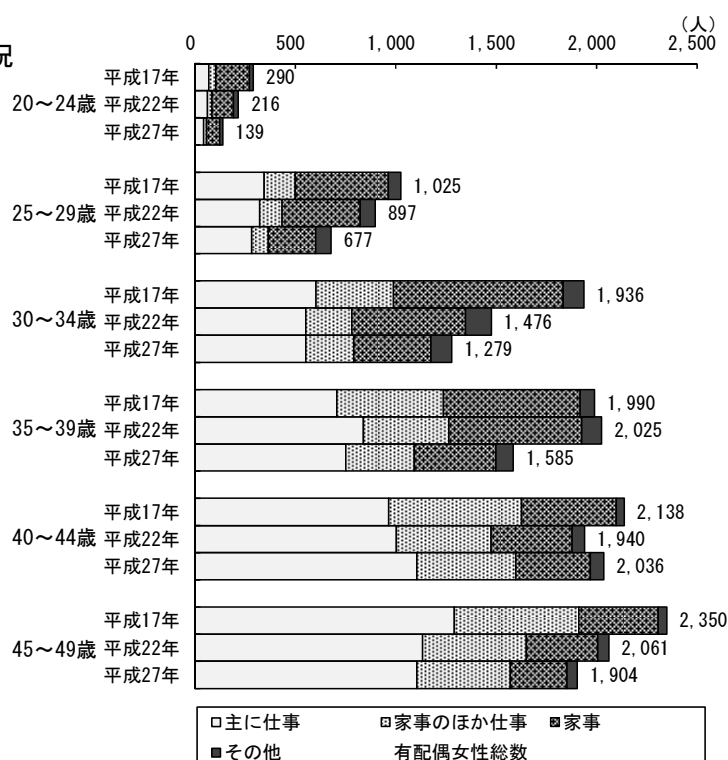


資料：国勢調査

(12) 有配偶女性の就業状況

有配偶女性の年齢別の就業状況をみると、有配偶女性の人口は減少傾向ですが、家事従事者（いわゆる専業主婦）の割合が減少し、「主に仕事」「家事のほか仕事」の割合が増加しています。

■ 有配偶女性の就業状況



資料：国勢調査

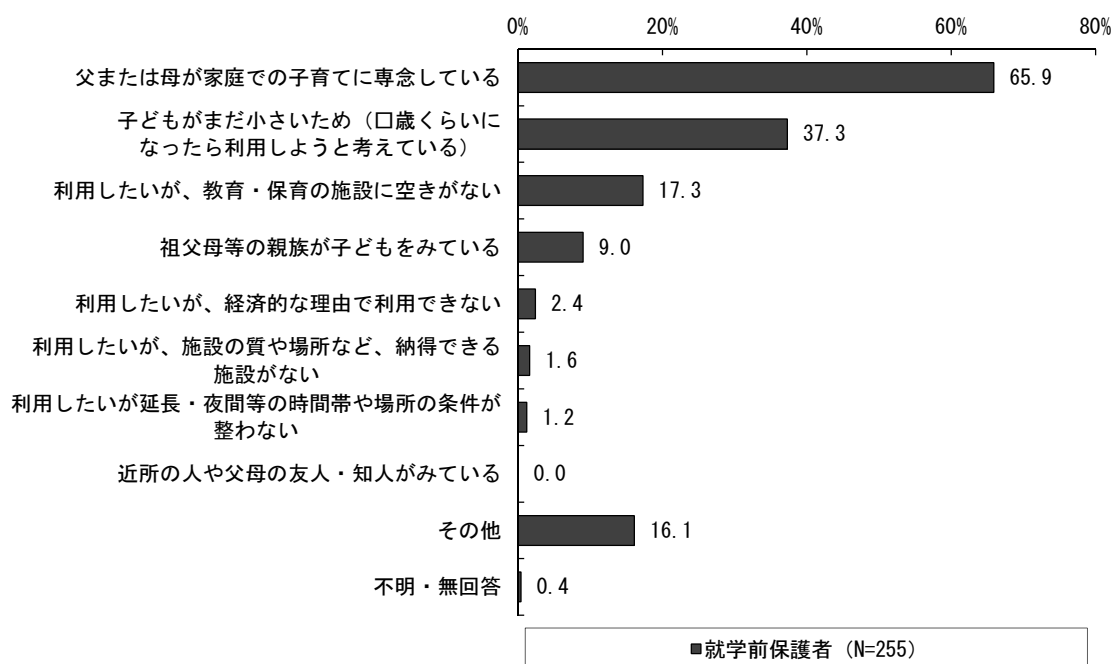
3. 子育てに関する状況

平成 31 年 1 月から 2 月に実施した「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」においては、調査結果に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する次のような現状が示されています。

（１）就学前施設の利用ニーズについて

子育て中の母親の就労率が増加しています。国勢調査等の統計においても、子育て世代の女性の労働力率が増加しており、今後もこの傾向が継続することが考えられます。こうした傾向は、就学前保育や放課後児童健全育成（アフタースクール）事業のニーズの増加をもたらすことが予想されます。三木市においては、国に先駆けて 3 歳児以上の就学前教育・保育の無償化を実施していますが、実施から 2 年がたち、就学前施設の利用ニーズは増加しています。今回の調査でも、就学前施設を利用していない保護者について、「利用したいが、教育・保育の施設に空きがない」が増加しています。引き続き、就学前施設の利用率が高い状況が継続すると考えられます。

■平日の「定期的な」教育・保育を利用していない理由（就学前保護者）



（２）放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の利用ニーズについて

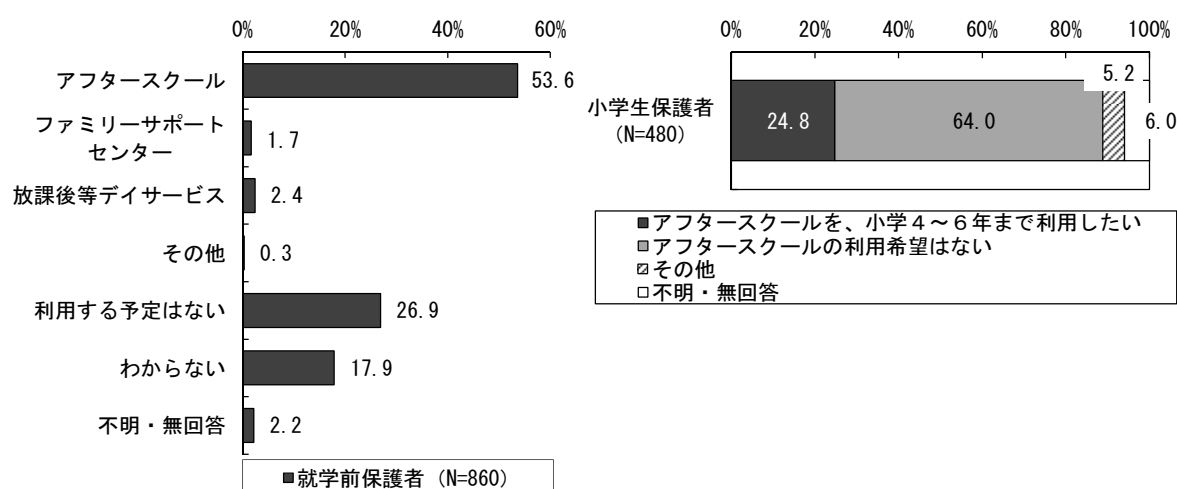
放課後児童健全育成（アフタースクール）事業については、就学前保護者の利用希望が大幅に増加しており、就学前施設の利用の増加が、今後放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の利用の増加に反映されることが予想されます。

休日利用についても、特に土曜日については、就学前保護者の約半数が利用を希望しており、小学生保護者の利用希望が約 1 割であるのに対して、大きな差があります。就学前の時点での利用希望が、実際の利用ニーズにどの程度反映されるかについては、慎重な検討が求

められますが、今後休日や長期休暇中の利用希望についても、増加することが考えられます。

また、小学生保護者の4分の1が高学年での放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の利用を希望しており、その中の半数以上は、6年生までの利用を希望しています。今後、高学年での利用希望についても増加することが予想されます。

■ 小学校入学後に放課後利用したいサービス（就学前保護者） ■ 高学年のアフタースクールの利用希望（小学生保護者）

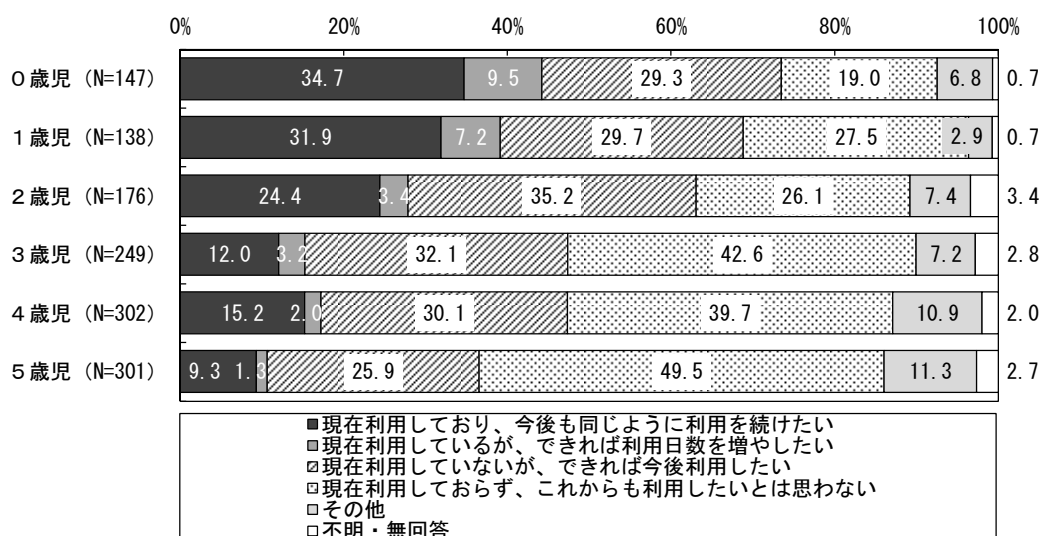


(3) 子育て支援事業について

① 児童センター、吉川児童館での事業について

0歳児、1歳児で約4割、2歳児で約3割が「利用している」と回答していますが、2歳児以上では「現在利用している」という回答より、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が多くなっています。0歳児、1歳児についても、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」という回答が約3割となっており、潜在的な利用ニーズがあることが示されています。また、充実してほしいこととして、休日のイベントや小学生向けのイベントの増加を求める回答が多くなっています。

■ 児童センター、吉川児童館、子育てキャラバン等の今後の利用希望（就学前保護者）

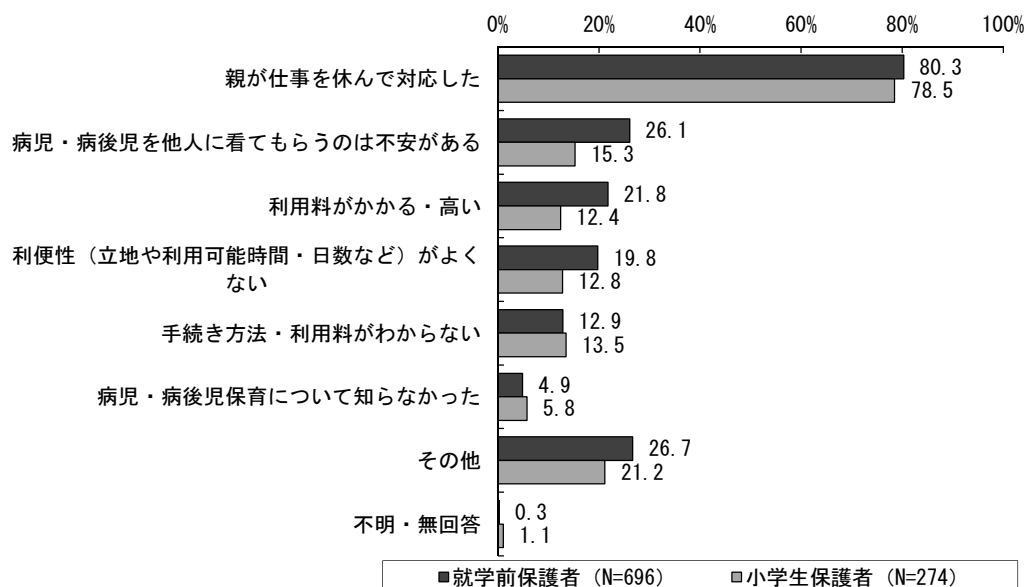


②病児保育・一時預かり・ファミリーサポートセンター事業について

病児保育は、利用の希望と実際の利用との間に大きな開きがあることが示されています。病児保育を利用したいと思った人が利用しなかった理由としては、「親が仕事を休んで対応した」という回答が多くなっていますが、「利用料がかかる・高い」「利便性が良くない」「手続き方法・利用料がわからない」といった回答も、それぞれ1割を超えています。

同様に、一時預かりやファミリーサポートセンターについても、利用の希望と実際の利用との間の差が大きくなっており、潜在的なニーズが少なくないことが示されています。

■病児保育を利用しなかった理由（就学前保護者・小学生保護者）

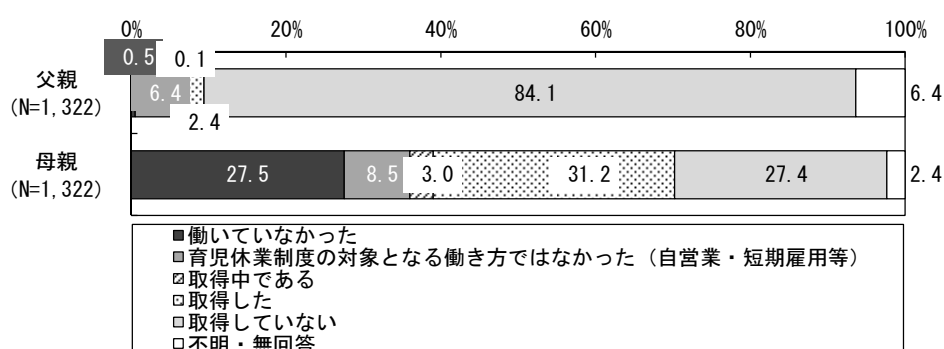


（４）仕事と子育ての両立支援について

育児休業制度については、「子どもが原則1歳（保育所に入所できないなど一定の要件を満たす場合は2歳）になるまで、勤務先の健康保険組合等から育児休業給付金が支給されること」「子どもが満3歳になるまでの育児休業等の期間について、勤務先の健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になること」について「どちらも知らなかった」という回答が3分の1を超えており、制度について十分知られていないことが示されています。

育児休業を取得したのは、母親の34.2%、父親の2.5%となっており、特に父親については取得率が低く、取得した場合でも1か月未満という短期間の取得が6割となっています。父親の育児休業を取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっており、育児休業の取得に対する職場での理解が得られにくい状況であることがうかがえます。父親、母親ともに実際の育児休業期間より、希望する育児休業期間の方が長くなっており、希望どおりに育児休業を取得できない現状があることが示されています。

■子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況（就学前保護者）



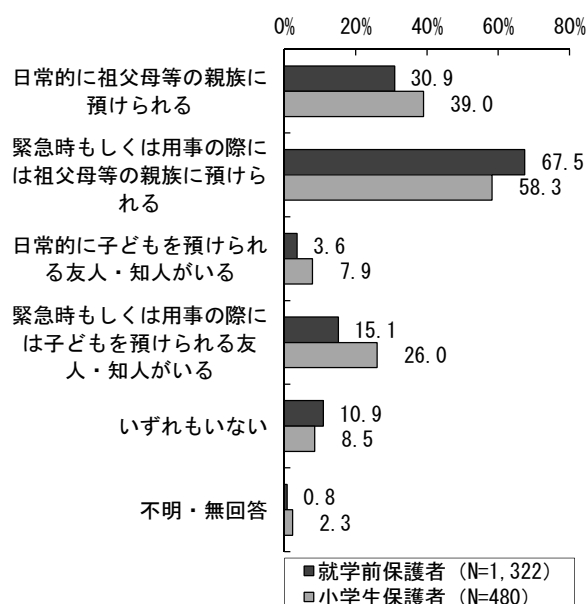
（５）保護者の孤立や育児不安について

日頃子どもを預けられる親族・知人については、就学前、小学生の保護者の約１割が、日常的にみてもらえる人、または緊急時にみてもらえる人の「いずれもない」と回答しています。子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者が一定数いることがうかがえます。

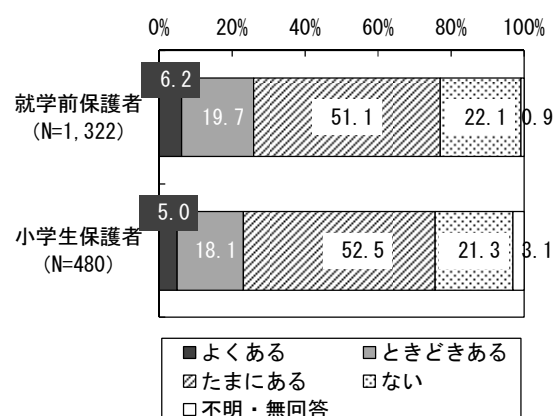
子育ての悩みや不安から、子どもにつらくあたってしまうことの有無については、「子どもに対して、どなったり、または無視したりすることがある」について、就学前、小学生ともに２割台がときどき以上あると回答しています。「子どもの食事や身支度などの世話をするのが面倒に感じ、放っておくことがある」についても１割近くがときどき以上あると回答しています。子育てに負担を感じていることが、子どもに対する不適切なかわりにつながっていることがうかがえます。

子育てに関して悩んでいることや気になることについては、就学前保護者と小学生保護者とで大きく異なっており、子どもの年齢によって子育て不安の内容は異なっていることが示されています。

■日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無（就学前保護者・小学生保護者）



■子どもに対して、どなったり、または無視したりすること（就学前保護者・小学生保護者）



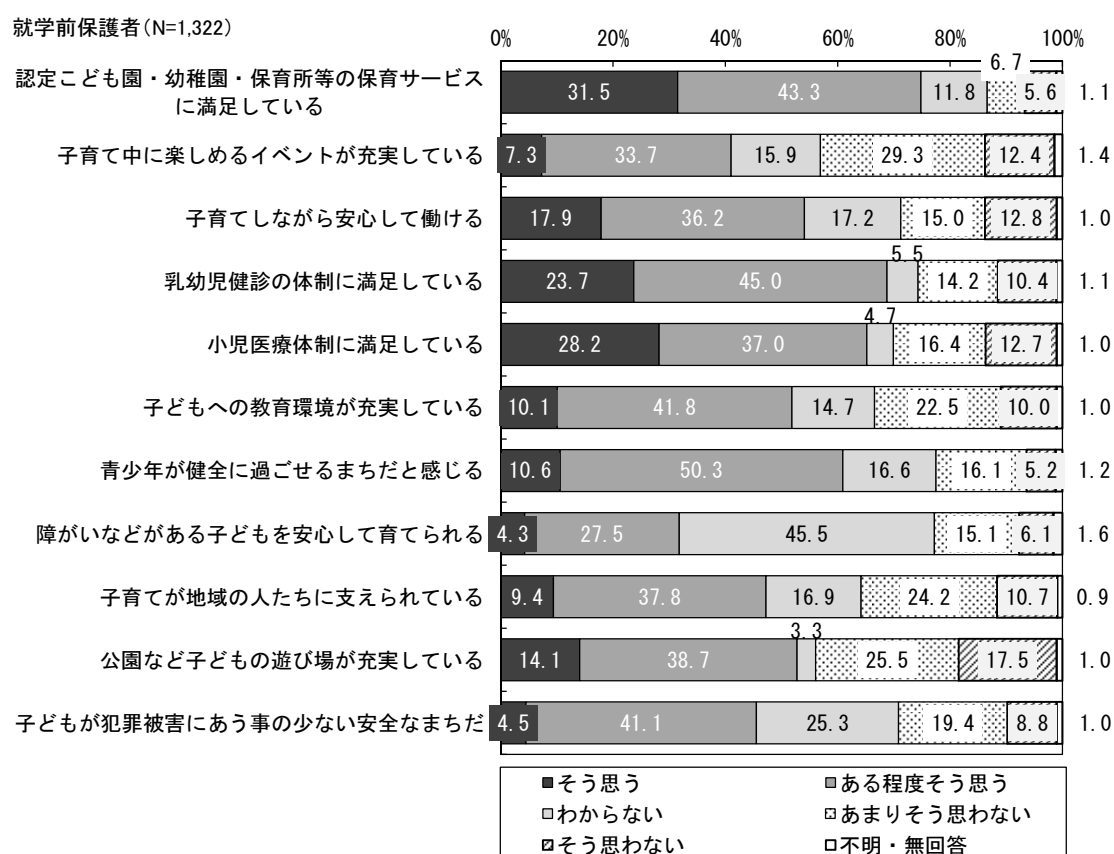
(6) 三木市の子育て環境について

三木市の子育て環境全般については、「認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスに満足している」について、就学前保護者の7割以上が肯定的に回答しており、評価が高くなっています。これは、平成29年度より実施された3歳児以上の就学前施設の無償化の効果が大きいと考えられます。乳幼児健診の体制や小児医療体制についても、満足しているとの評価が6割を超えています。

一方で、「子育て中に楽しめるイベントが充実している」「公園など子どもの遊び場が充実している」については、就学前保護者、小学生保護者ともに否定的な回答が多くなっています。

子育て情報の主な収集先については、友人・知人や子どもの通う保育・教育施設等の回答が多く、市の広報・ホームページや子育て支援拠点、子育て関連担当窓口等については、比較的少なくなっています。

■三木市の子育て環境等に関して感じること（就学前保護者）



4. 本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

第一期計画に基づく施策の実施状況

- ・ 保育所・幼稚園の認定こども園化を推進し、就学前施設の再編に取り組みました。
- ・ 全国に先駆けて平成 29 年度より 3～5 歳児の教育・保育の無償化と 0～2 歳児の保育料の半額化を実施し、増加する幼児教育・保育と放課後児童健全育成（アフタースクール）事業のニーズへの対応を進めてきました。
- ・ 不妊治療対策、産後うつ対策等の支援の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター※、児童センター等における相談支援体制の整備や、利用者支援事業でのコーディネーターの配置等、ソフト面でのサービスの向上に取り組みました。
- ・ 妊娠・出産・育児を取り巻く環境の向上やきめ細かな対応の充実を推進してきた一方、産科、小児科、救急医療等の医療体制の整備については課題が残っています。

アンケート調査等からみた課題

- ・ 就学前施設の利用率が高い状況が継続することが予想される一方で、子ども数の減少が進んでおり、将来のニーズ予測に基づくバランスの取れたサービス提供体制が求められます。
- ・ 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業については、休日・長期休暇期間の利用や高学年の利用等について、ニーズの拡大が予想されます。地域と連携した放課後の居場所づくりの整備・充実が課題となります。
- ・ 児童センター・吉川児童館の事業や病児保育、一時預かり、育児ファミリーサポートセンター等について、潜在的なニーズを踏まえ、誰もが利用しやすくなる事業の充実が求められます。
- ・ 子育て世帯の支援において、保護者の孤立や不安の解消に向けた取組の充実が重要であることが示されており、児童虐待の未然防止という観点からも対策が課題となります。
- ・ 認定こども園・幼稚園・保育所等の保育サービスや、乳幼児健診の体制、小児医療体制への子育て世帯の評価が高い一方で、子育て中に楽しめるイベントの充実や公園など子どもの遊び場の充実については評価が低く、課題が残っています。



計画の見直しの方向

- ・ 幼児教育・保育や放課後児童健全育成（アフタースクール）事業のニーズへの対応については、地域別の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、適切な将来推計のもと、計画的な提供体制を示します。
- ・ 地域子育て支援拠点事業※について、潜在的ニーズの掘り起こしを考慮した取組の充実を図ります。
- ・ 子育て不安の解消や保護者の孤立の防止、児童虐待の防止等について、子育て世帯を支える相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 引き続き子ども・子育て支援の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念は「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方となるものです。本計画では、第一期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を引き継ぎ、人と人がつながり、子どもを家庭や地域などで共に育て、子どもがすこやかに育つまちづくりを進めていくことを期して、次のように基本理念を定めます。

■基本理念

人がつながり 子どもが育つまち 三木

2. 基本方針

(1) 就学前教育・保育の質の確保と充実

発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの活用や、研修等の充実による保育教諭の質の向上、幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続のための取組等を実施し、就学前教育・保育の質の確保と充実を図ります。

(2) 子育て家庭への支援の充実

親と子の健康づくりに関する取組の充実や相談支援体制の整備、就学前教育・保育の円滑な利用の確保等、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の支援や障がいのある子どもとその家庭の支援等、子育てに関する支援を特に必要とする家庭に向けた支援の充実に取り組みます。

(3) 子育てしやすい環境づくり

将来的なニーズの動向を見据えた幼児教育・保育施設の整備や各種の子育て支援事業の充実、放課後事業の充実等を通じて、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組みます。また、保護者の孤立や育児不安の解消、児童虐待の防止、子育てと仕事の両立支援等、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりに向けた取組の充実を図ります。

3. 施策体系

基本方針1 就学前教育・保育の質の確保と充実

- | |
|------------------------------------|
| (1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用 |
| (2) 保育教諭の質の向上 |
| (3) 学校教育への円滑な接続 |
| (4) すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ |
| (5) 三木市特定教育・保育施設評価 |
| (6) 保育教諭の確保 |

基本方針2 子育て家庭への支援の充実

- | |
|--|
| (1) 子育て支援事業の充実 |
| (2) 親と子の健康づくり |
| (3) 相談支援体制の整備 |
| (4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保 |
| (5) 放課後児童対策 |
| (6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援（ひとり親・障がい・国籍等） |
| (7) 子どもの貧困対策 |

基本方針3 子育てしやすい環境づくり

- | |
|------------------------------|
| (1) 地域における子育て世代の学びや交流 |
| (2) 児童虐待の防止 |
| (3) 子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進 |

第4章 分野別の取組

基本方針1：就学前教育・保育の質の確保と充実

（1）発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用

国の「認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえて平成30年度に改訂した『三木市就学前教育・保育共通カリキュラム※』をもとに保育者が高い意識を持って教育・保育を行い、市内全就学前施設で三木市の理念を反映できるようつとめます。

（2）保育教諭の質の向上

市内の全保育者対象の「保育者合同研修会」と各園代表保育者参加の「保育者交流研修会」「保育者人権研修会」「三木市教育委員会指定研究会」を継続実施し、研修内容の伝達周知を行うことにより、保育者の質の向上を図ります。教育・保育実践に必要な多面的な内容の研修と、保育者の心の内面を育てる質の高い研修を推進するとともに、教育委員会に指導主事を配置し、教育・保育内容の充実に向けて指導を行います。

（3）学校教育への円滑な接続

就学前児童が在住する校区の小学校行事等への参加案内をし、見学や体験ができる機会を提供します。スムーズな就学へとつながるよう、「就学のための連絡会」等の機会を捉え、小学校教育職員と保育者が連携を図ります。

（4）すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ

各認定こども園・幼稚園・保育所と連携し、市内の全ての教育・保育施設において障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れや教育・保育の支援をしていきます。あわせて、市の関係機関や県の専門機関等と連携した多面的な支援体制の構築を図ります。

（5）三木市特定教育・保育施設評価

定期的に各認定こども園・幼稚園・保育所を巡回し、教育・保育の質の向上及び運営の適正化を図るため、指導・評価を行います。

（6）保育教諭の確保

就学前施設において、保育ニーズに対応できる職員体制を維持するため、保育教諭等の人材確保の取組を推進します。

基本方針 2：子育て家庭への支援の充実

（１）子育て支援事業の充実

すべての子育て家庭を対象に、地域子育て支援拠点における親子の交流や子育て相談の実施や、病気や急用などの際に子どもを預けることのできる事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

（２）親と子の健康づくり

妊産婦の適切な健康管理や不安の解消を目指し、母子健康手帳の交付や保健師等の専門職による相談や保健指導を行います。また、訪問や教室の開催等により、妊娠・出産・子育てに関する情報を提供するとともに、出産や育児に関する悩みや不安の解消に努めています。また、さらに妊婦健診、産婦健診の費用を助成し、出産前後の女性の健康管理と安心して出産・育児ができるように支援します。

乳児と保護者に対する家庭訪問や、乳幼児健康診査を実施し、育児状況や子どもの健康状態の把握をするとともに、疾病等の予防・早期発見や保護者の精神面の支援を図ります。

（３）相談支援体制の整備

妊娠・出産・子育てに関する相談への対応や、各種の子育て支援サービスの円滑な利用を支援するため、母子手帳を交付する保健窓口、子育て親子が集う児童館、教育・保育サービスの申込み窓口など、さまざまな場所で気軽に子育てに関する相談ができる体制を整えます。

また、保護者の孤立や育児不安から適切な養育ができない家庭の相談や、学齢期から青年期の子どもの悩み等に対して、各種相談窓口を開設するとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、小中学校では、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等とも連携して、子どもや保護者の相談に対応できる体制を整えます。

（４）就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに、希望に応じて円滑に、認定こども園や保育所、幼稚園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、育休満了時（原則１歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から保育を利用できるよう配慮に努めます。

(5) 放課後児童対策

①放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実

保護者が就労している小学生の放課後の安全・安心な居場所として、放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実を図ります。引き続き利用者が増加傾向となることを考慮し、受け入れ枠の確保に努めるとともに、保護者のニーズに応じた利用が可能となるよう、制度の運用のあり方を検討します。

また、事業所間の情報交換を行い、課題・問題を共有し、運営面での工夫を図ります。

②放課後子ども教室※の実施検討

放課後子ども教室は、今回のニーズ調査では利用希望はあるものの、過去には利用状況が低調であったことや指導者の確保が困難であったことから、事業を廃止した経緯があり、実施については慎重に検討する必要があります。

そこで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童健全育成（アフタースクール）事業と放課後子ども教室の一体型あるいは連携型の整備に向けて、実施会場の確保や協力していただける地域住民をはじめ大学生、企業OB、文化・芸術団体等の様々な人材の発掘について関係機関と調整します。

そのうえで、放課後子ども教室の実施計画の策定については、各地域の実情に応じたものとし、放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の状況を見極めながら進めてまいります。

(6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援（ひとり親・障がい・国籍等）

①ひとり親家庭の自立支援の推進

収入の不安定なひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図っていきます。また、ひとり親家庭に対する相談機能を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援していきます。

②障がいや発達に支援が必要な子どもとその家庭の支援

障がいや発達に支援が必要な子どもへの支援については、「三木市障害児福祉計画」（第1期、計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づき、成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

③外国にルーツをもつ子どもとその家庭への支援

子ども同士がお互いの国籍や文化の違いを知り、認め、尊重し合える教育・保育の推進をめざすとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。

(7) 子どもの貧困対策

①実態把握の推進

経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭の実情や支援の課題について、実態把握・実態調査を進めます。支援が必要な子どもや家庭が支援制度や事業に円滑に接続されるよう、積極的な実態把握の取り組みを進めるとともに、関係機関の連携を強化します。

②学習・進学支援

家庭の経済状況に関わらず、等しく能力を伸ばすことができるよう、各学校の状況に応じて学力向上の取り組みの充実を図ります。また、地域や民間の事業と連携した学習支援の実施について検討します。経済的に厳しい状況にある家庭の子どもの就学・進学を促進するため、家庭の負担軽減に取り組みます。

③生活支援

困難を抱える家庭の子どもの居場所づくりや生活支援について、市民や事業者等と連携した取組の実施を図ります。支援団体や事業者等の関係団体のネットワーク化により、地域で子どもを支える体制づくりを進めます。

④保護者への支援

子育てに課題を抱える保護者の早期発見・早期支援の体制づくりに向け、関係機関の連携・情報共有を推進するとともに、相談支援の充実を図ります。また、生活困窮者自立支援制度やひとり親世帯への就労相談等、保護者の就労支援を推進します。経済的な支援制度について、保健・福祉・教育等の関係機関を通じて周知の徹底を図り、対象となる世帯が確実に支援を受けられるよう取り組みます。

基本方針３：子育てしやすい環境づくり

（１）地域における子育て世代の学びや交流

乳幼児学級や家庭教育学級など、公民館における社会教育活動を通じて学びの機会を提供するとともに、地域の就学前教育・保育施設を活用した乳幼児と保護者の地域住民の交流を促し、子育て支援を図ります。

（２）児童虐待の防止

①関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見を行うとともに、子ども家庭支援員等による専門的な相談対応や必要な調査訪問等を実施する「子ども家庭総合支援拠点※」を設置します。さらに、関係機関の連携と情報共有による支援を実施するため、「要保護児童対策地域協議会（みきっ子未来応援協議会要保護児童部会）」で実務者会議や個別ケース会議等を開催し、支援方針の決定、支援の進行状況管理を行います。また、児童虐待相談の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメント※を導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

②虐待の早期発見と予防啓発

乳幼児健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳幼児全戸訪問事業等の母子保健事業や、配偶者暴力相談支援センター、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。また、虐待の発生予防や早期発見等のため、就学前教育・保育施設や学校を定期的に訪問し情報共有を図るとともに、教職員や民生委員児童委員等を対象とした虐待防止や早期発見のための研修会を実施します。さらに、しつけと称した体罰を容認する考え方を見直してもらうため、体罰がもたらす子どもへの悪影響について保護者等を対象とした啓発活動を行います。

③児童養護施設等との連携

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施に関して、児童養護施設や里親等の協力を得ることにより、支援の必要な子どもの養育・保護に努めます。

（３）子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進

近年、子どもが犠牲者となる事件・事故の報道が相次いでいます。子どもを事件・事故から守るために、関連機関との連携を強化し、犯罪等に関する情報提供の徹底や、地域ぐるみで子どもを見守っていくことを推進していきます。

第5章 事業実施の見込みと確保方策

1. 子どもの人口の見込み

平成27年度から令和元年度の住民基本台帳人口に基づき、今後の住宅開発や転入・転出の動向を考慮して、本計画期間中の子どもの人口を推計しました。就学前、小学生ともに年々減少が予想され、令和6年度の推計児童数は、就学前児童で2,526人、小学生児童で3,356人、合計で5,882人となっています。

■就学前人口と小学生人口の推計（各年度4月1日時点）

（人）

	令和元年度 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	419	419	410	403	390	382
1歳	480	430	430	418	413	400
2歳	520	486	435	436	425	419
3歳	542	526	494	442	443	431
4歳	569	547	532	498	446	446
5歳	595	574	551	537	502	448
6歳	592	597	575	553	539	504
7歳	643	591	597	576	553	538
8歳	576	644	593	596	575	553
9歳	582	577	644	591	596	574
10歳	625	582	576	643	592	595
11歳	621	625	584	577	644	592
就学前児童 （0～5歳）	3,125	2,982	2,852	2,734	2,619	2,526
小学生児童 （6～11歳）	3,639	3,616	3,569	3,536	3,499	3,356
合 計 （0～11歳）	6,764	6,598	6,421	6,270	6,118	5,882

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するものとされています。

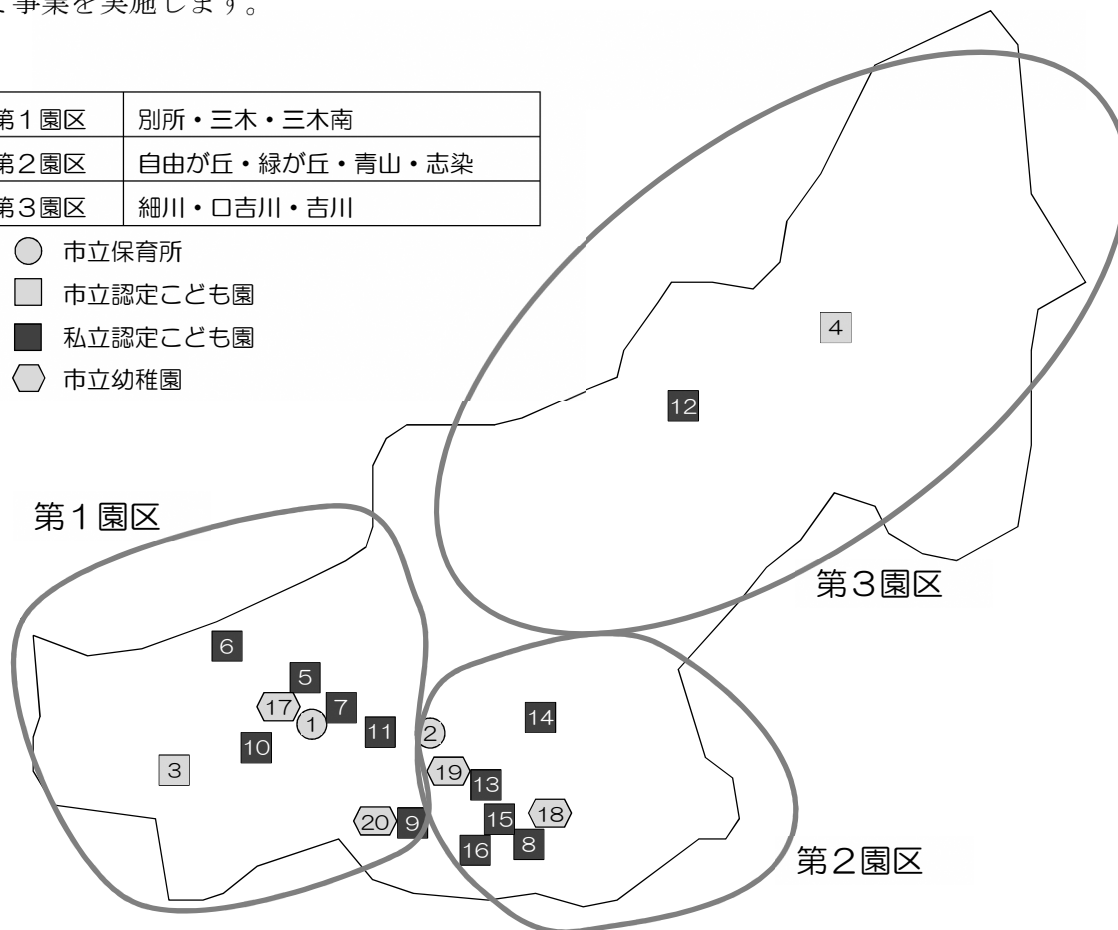
三木市においては、次の理由により、この教育・保育提供区域を3園区と定めます。

- ①少子化の中でよりよい教育・保育集団を確保するとともに、地域の子育て支援拠点をバランスよく配置し、安定した教育・保育環境を確保するため
- ②市内を1園区～3園区にすれば待機児童が発生しないが、1～2園区では広域となり、子どもや保護者の通園等にかかる負担が大きくなるため
- ③原則、中学校区を考慮し、生活圏も視野に入れた設定とするため

なお、地域子ども・子育て支援事業については、基本的に三木市全体を1つの提供区域として事業を実施します。

第1園区	別所・三木・三木南
第2園区	自由が丘・緑が丘・青山・志染
第3園区	細川・口吉川・吉川

- 市立保育所
- 市立認定こども園
- 私立認定こども園
- ◇ 市立幼稚園



1 上の丸保育所	6 エンゼル認定こども園	11 えびす認定こども園	16 清心緑が丘認定こども園
2 志染保育所	7 一粒園認定こども園	12 いずみ認定こども園	17 三樹幼稚園
3 別所認定こども園	8 清心認定こども園	13 自由ヶ丘認定こども園	18 緑が丘東幼稚園
4 よかわ認定こども園	9 ひろの認定こども園	14 あけぼの認定こども園	19 自由が丘幼稚園
5 神和認定こども園	10 羽場認定こども園	15 りんでん認定こども園	20 広野幼稚園

3. 就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前の子どもの教育・保育については、子どもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すことになります。

■認定区分

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園(教育部分利用)	保育所 認定こども園(保育部分利用)	保育所・認定こども園 小規模保育施設

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分(認定こども園、幼稚園)です。平成31年4月1日現在市内の幼稚園5か所、認定こども園14か所で実施されています。

■1号認定の量の見込み(各年度4月時点)

(人)

		令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	140	130	121	108	100	94
	② 施設の受入人数		130	121	108	100	94
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	161	152	140	127	117	108
	② 施設の受入人数		152	140	127	117	108
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	19	17	17	13	14	13
	② 施設の受入人数		17	17	13	14	13
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	320	299	278	248	231	215
	② 施設の受入人数		299	278	248	231	215
	③ ①-②		0	0	0	0	0

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

子ども数の減少により利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備で対応します。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。平成31年4月1日現在市内の保育所2か所、認定こども園14か所で実施されています。

■ 2号認定の量の見込み（各年度4月時点）

（人）

		令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	666	666	663	652	620	596
	② 施設の受入人数		666	663	652	620	596
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	504	470	435	393	361	340
	② 施設の受入人数		470	435	393	361	340
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	109	103	94	80	78	71
	② 施設の受入人数		103	94	80	78	71
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	1,279	1,239	1,192	1,125	1,059	1,007
	② 施設の受入人数		1,239	1,192	1,125	1,059	1,007
	③ ①-②		0	0	0	0	0

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

子ども数の減少により利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備で対応します。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）です。平成31年4月1日現在、市内の保育所2か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所6か所、事業所内保育事業所1か所で実施されています。

① 0 歳児

■ 3号認定0歳児の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	38	38	38	38	38	38
	② 施設の受入人数		38	38	38	38	38
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	29	27	26	25	23	23
	② 施設の受入人数		27	26	25	23	23
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	8	10	10	10	9	8
	② 施設の受入人数		10	10	10	9	8
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	75	75	74	73	70	69
	② 施設の受入人数		75	74	73	70	69
	③ ①-②		0	0	0	0	0

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

① 1、2 歳児

■ 3号認定1、2歳児の量の見込み（各年度4月時点） (人)

		令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
第1園区	① 就園児童数の見込み	353	327	309	310	310	308
	② 施設の受入人数		327	309	310	310	308
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第2園区	① 就園児童数の見込み	194	177	167	156	149	144
	② 施設の受入人数		177	167	156	149	144
	③ ①-②		0	0	0	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	53	45	40	45	45	42
	② 施設の受入人数		45	40	45	45	42
	③ ①-②		0	0	0	0	0
全市	① 就園児童数の見込み	600	549	516	511	504	494
	② 施設の受入人数		549	516	511	504	494
	③ ①-②		0	0	0	0	0

※就園児童数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

今後子ども数の減少により利用が減少する見込みとなっていることから、新規の施設整備は行わず、定員の弾力運用等で対応します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

(1) 利用者支援事業

妊娠、出産、育児にわたる切れ目のない子育て支援を実施するため、妊娠中からの相談対応を行うために子育て世代包括支援センター（母子保健型）をはじめ、乳幼児期からの子育て全般の相談に応える子育て支援総合窓口（基本型）と、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談を行う教育・保育課窓口（特定型）の3か所を配置しています。

■利用者支援事業の量の見込み

(か所)

	令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
実施か所数	3	3	3	3	3	3

◆確保方策◆

引き続き市内3か所で、子育て世帯の相談支援にあたります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

児童、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み

(か所・人日)

	平成30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
実施か所数	2	2	2	2	2	2
就学前利用人数	16,665	15,287	14,765	14,580	14,074	13,663
小学生利用人数	1,591	1,828	1,793	1,751	1,711	1,634
利用人数合計	18,256	17,115	16,558	16,331	15,785	15,297

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口から算出。就学前については主な利用が保育所等を利用していない0～2歳であることを考慮して算出。

◆確保方策◆

引き続き児童センターと吉川児童館の2か所で実施し、親子の交流や相談の場とします。

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の14回分までを助成しています。

■妊婦健診の量の見込み

(人・回)

	平成30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	699	685	673	651	638	625
健診回数	5,487	5,480	5,384	5,208	5,104	5,000

※利用人数の見込みは出生数の推計から算出。年度をまたいで利用した場合にはいずれの年度でもカウントされるため、出生数より利用人数は多くなる。健診回数については実績に基づき、1人当たり8回で算出。

◆確保方策◆

今後も母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施できる体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざします。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っていきます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み

(人)

	平成30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	428	389	381	374	362	355

※利用者数の見込みは出生数の推計から算出。

◆確保方策◆

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげます。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげます。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

■養育支援訪問事業の量の見込み

（人）

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	19	17	17	17	16	16

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援していきます。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。平成 31 年 4 月 1 日現在、市内の児童養護施設等 16 か所で実施しています。

■子育て短期支援事業の見込み

（人日）

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	66	60	57	55	52	51

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設を指定し、委託することにより、対象となる児童を一定期間養育、保護できる体制を確保します。

（７）育児ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

■育児ファミリーサポートセンター事業の見込み

（人日）

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
就学前利用人数	757	725	722	719	715	715
小学生利用人数	748	767	792	820	847	845
利用人数合計	1,505	1,492	1,514	1,539	1,562	1,560

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

依頼会員（子育ての援助を受けたい人）、協力会員（子育ての援助を行いたい人）、両方会員（依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人）の会員間で相互に援助活動することで実施しています。今後、会員間の交流会をさらに活発に行い、PR紙を発行するなど、事業の利用推進に取り組んでいきます。

（８）一時預かり事業

認定こども園等において、在園１号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり（預かり保育）、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業です。

①認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

■認定こども園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み

（人日）

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	1,210	1,274	1,295	1,255	1,261	1,260

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園 14 か所に対応します。

②その他の一時預かり

■その他の一時預かりの量の見込み

(人日)

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
認定こども園等での一時預かり	573	570	554	534	505	477
児童センターでの一時預かり	333	364	405	443	477	510

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園等で対応します。(平成31年4月1日現在14か所)

児童センターで実施する一時預かりの開設日を週2日から週3日に拡大することにより、一時的なニーズに対応します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。平成31年4月1日現在、市内の保育所2か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所5か所で実施しています。

■延長保育事業の量の見込み

(人)

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	868	822	786	754	720	694

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と2・3号認定者数の見込みから算出。

◆確保方策◆

引き続き、市内の保育所2か所、認定こども園14か所、小規模保育事業所5か所で対応します。

(10) 病児・病後児保育事業

病氣中及び病氣回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

■病児・病後児保育事業の量の見込み

(人日)

	平成 30 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
利用人数	438	517	519	521	521	519

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

引き続き1か所で実施します。申込み後のキャンセルも多いため、空が出た時点で速やかに待機者に連絡することで、必要な方が利用できる環境を整えます。

(11) 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

■放課後児童健全育成事業の量の見込み（各年度4月時点）

(人)

	令和元 年度実績	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
1年生	287	301	302	301	305	295
2年生	229	222	236	240	241	245
3年生	177	211	206	219	223	225
4年生	96	101	119	115	122	123
5年生	36	37	39	47	46	49
6年生	13	16	18	21	26	27
合計利用人数	838	888	920	943	963	964

※利用人数の見込みは直近3か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

支援員・補助員の人材確保に注力し、引き続き利用希望者全員を受け入れられる体制を整備します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を行い、みきっ子未来応援協議会及び各部会において報告・協議し、必要に応じ本計画の施策の見直し、改善を図ります。

2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進

みきっ子未来応援協議会では、各部会の分掌に応じて各施策の進捗状況を調査し、計画を推進していきます。

部会名	分掌
就学前教育・保育部会	保育園と幼稚園の一体化に関すること。
子育て環境部会	次の世代を担う親づくり及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに関すること。
家庭・地域・学校教育部会	家庭、地域、学校が一体となった教育に関すること。
要保護児童部会	要保護児童及び児童虐待防止に関すること。

3. 関係機関との連携

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

4. 本計画に基づき実施する事業について

本計画では、第4章で示したとおり、3つの基本方針に基づき施策の方向性を定めています。また、第5章では、国の定める就学前教育・保育や地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を示しました。これらの方向性に基づき実施する具体的な事業について、以下に示します。

基本方針1：就学前教育・保育の質の確保と充実

No.	事業名	内容	担当部署
三木市独自の教育・保育共通カリキュラム			
1	教育・保育共通カリキュラム	市独自に、「個の発達」や「集団活動の中で培われる学び」を観点としたカリキュラムを策定しています。市内すべての教育・保育施設で、等しく質の高い「就学前教育・保育の充実」を進めていきます。	教育・保育課
保育教諭の質の向上			
2	保育者合同研修会	保育者としての資質向上のための講義を開催し、子ども一人一人を大切にし、心に寄り沿った子ども主体の教育・保育の実践を積み重ねていきます。	教育・保育課
3	保育者交流研修会	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識しながら、市独自の『三木市就学前教育・保育共通カリキュラム』に基づき研修を重ね、遊びをととした総合的な教育・保育の実践と記録により、カリキュラムの充実につなげていきます。	教育・保育課
4	保育者人権研修会	子どもにかかわる保育者として、高い人権意識をもち、個々の子どもの心の育ちを理解し、自尊感情を育む教育・保育につなげていきます。	教育・保育課
5	三木市教育委員会指定研究会	三木市教育委員会より指定を受けた園所において研究を重ね、実践内容を公開することにより、市内全園所の教育・保育の推進を図ります。	教育・保育課

No.	事業名	内容	担当部署
学校教育への円滑な接続			
6	小学校との連携	保育者と小学校教諭との間で、就学のための連絡会等により、子どもの理解と互いの教育や保育についての見識を深め、小学校教育への連続性を確保します。	教育・保育課
すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ			
7	障がい児保育	障がいのある子どもの生活を支援するため、集団保育、集団生活を通じて発達の促進を行っています。そして、就学に向けて小学校とも連携し、スムーズな就学へとつなげます。	教育・保育課 学校教育課
三木市特定教育・保育施設評価			
8	三木市特定教育・保育施設評価	三木市の教育・保育のより一層の充実をめざし、市内の全ての就学前施設に対して、施設の運営状況や園児の様子、教育・保育の取組状況等の実態を把握し、第三者評価を行うことにより、それぞれの課題の解決及び職員の資質向上と就学前教育・保育の質の向上を図っていきます。	教育・保育課
保育教諭の確保			
9	「集まれ！保育教諭のたまごたち」 学生アルバイト就業体験事業	保育教諭をめざしている大学生等を対象に、就業体験の一環として市内認定こども園・保育所内でアルバイトを募り、保育教諭等の確保へとつなげます。	教育・保育課
10	保育教諭等修学資金貸与制度	市内の認定こども園等へ保育教諭として勤務することをめざしている大学生を対象に、60万円を上限として無利子で修学資金を貸与し、卒業後、市内の認定こども園等で5年以上勤務した場合に返済免除とすることで、保育教諭の確保へとつなげます。	教育・保育課

基本方針２：子育て家庭への支援の充実

No.	事業名	内容	担当部署
子育て支援事業の充実			
11	育児ファミリーサポートセンター事業	子育て中の家庭を地域で支援し、安心して子育てができる環境整備を図るため、子育ての援助を行う者（協力会員）と、援助を受ける者（依頼会員）を会員とする育児ファミリーサポートセンターにより、子どもを預けたり預かったりといった相互援助活動を実施します。	子育て支援課
12	病児・病後児保育	「病氣中」又は「病気の回復期」の児童を預かって保育する「病児・病後児保育」を委託し実施します。	子育て支援課
13	児童センター・吉川児童館事業	乳幼児を対象としたベビーマッサージやＢＰプログラム※、保護者を対象とした母親リフレッシュ教室や子育てセミナー、休日に開催するファミリーDay や夏休み等の小学生事業等をとおして、児童館として子どもに安心・安全な環境で活動できる場を提供します。さらに子育て支援拠点として、子どもや保護者への相談支援を行います。	子育て支援課
14	子育てキャラバン	地域で安心して子育てができる環境をつくるため、保育士、保健師、栄養士等の専門職とボランティアが地域の公民館などで「子育てキャラバン」と称した親子遊びの場を提供します。また、「子育てキャラバン」では子育てに悩む保護者からの相談を受けることで、子育ての不安や孤立感の解消を図ります。	子育て支援課
15	一時預かり保育（児童センター）	一時的に家庭での保育が困難となる場合、また、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として一時預かり事業を行います。	子育て支援課
16	子育てサークルの交流支援	子育てサークルが継続的に活動できるように、サークル間の情報交換の促進や活動場所の提供を行ないます。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当部署
17	ブックスタート事業	すべての赤ちゃんのまわりで絵本を中心に楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人一人の赤ちゃんに、読み聞かせ体験と一緒に、絵本をプレゼントします。	図書館
親と子の健康づくり			
18	乳児家庭全戸訪問事業	乳児と保護者に対し、家庭訪問を実施し、育児環境や子どもの状態を把握するとともに、保護者の精神的なフォローを行い、育児不安の軽減を行っていきます。	健康増進課
19	乳幼児健康診査事業	子どもの健康な生活や健全な発育を図るため専門職がチームで健康状態を把握し、疾病等の予防・早期発見や保健指導を行っています。必要に応じて、医師、臨床心理士、保育士、保健師等専門職による発達相談を行っています。	健康増進課
20	乳幼児健康相談事業	妊産婦や乳幼児の健康についての相談を行い、参加者同士の情報交換・交流ができるよう、また、発達についての相談も、関係機関と連携をとりながら行えるよう内容を充実させていきます。	健康増進課
21	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期まで総合的に相談支援を行う拠点として設置しています。希望者には子育て応援プランを作成し、それぞれに応じた子育てのサポートを行います。	健康増進課
相談支援体制の整備			
22	子育て相談（子育て支援総合窓口）	しつけや親子関係など、子育て全般における不安や悩み、児童の心身の発達や乳児期の養育について電話や面接による相談を実施し、子育てに対しての不安を軽減していきます。	子育て支援課
23	青少年悩みの相談	青少年からの不登校や性格、親子関係、友人関係、いじめ等について、臨床心理士による電話及び面接相談を行っています。	教育センター

No.	事業名	内容	担当部署
24	子どもいじめ相談	学校と連携しながら、児童福祉の専門員が子どもたちや保護者、市民からのいじめ相談を行い、いじめの早期発見、未然防止に努めていきます。	子どもいじめ防止センター
就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保			
25	子育て支援コーディネーター※相談	保護者の身近な場所で、子育て支援コーディネーターが個別のニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の適切な情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課 教育・保育課
放課後児童対策			
26	放課後児童健全育成（アフタースクール）事業	次代を担う子ども達の健やかな成長を願い、安全・安心な環境とアフタースクールならではの様々な体験を提供し、自立を促進するとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を解消します。	教育・保育課
多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援（ひとり親・障がい・国籍等）			
27	母子家庭等福祉医療事業	母子・父子家庭及び遺児の方の医療費の自己負担額に対して助成を行っていきます。	医療保険課
28	ひとり親家庭相談	ひとり親自立支援員による母子・父子及び寡婦家庭に対する相談・指導を行い、その生活の安定と福祉の向上、自立の支援を行っていきます。	子育て支援課
29	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講するに際して、教育訓練給付金を支給し、職業能力の開発を支援し、母子・父子家庭の自立を促進していきます。	子育て支援課
30	高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するに際し、受講期間の一定期間、訓練促進給付金を支給し、母子・父子家庭の自立を促進していきます。	子育て支援課
31	児童扶養手当	父または母と生計を共にできない、または父、母のどちらかが極めて重度の障がいがある場合に、児童を養育している方（父、母またはその養育者）に児童扶養手当を支給していきます。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当部署
32	療育ネットワーク	療育関係機関による連絡会議を開催し、各機関で将来を見通した対応が出来るよう連携を図っていきます。	子育て支援課 健康増進課 障害福祉課 学校教育課
33	教育センター指導主事による教育相談	支援が必要な子どもや障がいのある人に、ライフステージや状況に応じた支援を行なう等のため、教育相談を行っていきます。	教育センター
34	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に中度以上の障がいがある児童に特別児童扶養手当を支給し在宅心身障がい児の支援を行っていきます。	子育て支援課
35	重度障害児福祉医療事業	心身等に重度の障がいがある児童の医療費の自己負担額に対して助成を行っていきます。	医療保険課
36	特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒や、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を進めます。保護者、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーター※を中心に一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画を作成し、取り組みます。	学校教育課
37	日中一時支援事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市が必要と認める方に対し、介護者の疾病や一時的な休息等のために、施設において宿泊を伴わない一時預かりを実施します。	障害福祉課
38	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、障がいや発達に支援が必要な子どもに対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の拡充に努めます。	障害福祉課
39	外国にルーツをもつ子どもへの支援	言語や文化の異なる家庭の子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者・施設等にコミュニケーションに関する支援など必要な支援を行います。	教育・保育課 学校教育課

No.	事業名	内容	担当部署
子どもの貧困対策			
40	生活困窮者自立支援	相談窓口において、相談内容により生活困窮者自立支援法に基づく支援を行うとともに必要に応じて関係各課につなぎます。	福祉課
41	ひとり親家庭相談支援	保護者の経済的な問題の相談に対応し、利用可能なサービスの案内、利用に至るまでのサポートを行います。必要に応じて、法テラスや弁護士相談につなぎます。	子育て支援課
42	児童家庭支援	貧困状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。こうした家庭を早期発見し、早急に対策を講じます。	子育て支援課
43	就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費など就学に係る費用の一部を援助します。	学校教育課
44	奨学金給付事業	経済的な事情により高等学校、大学等の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その一部を給付型の奨学金により援助します。	教育総務課

基本方針３：子育てしやすい環境づくり

No.	事業名	内容	担当部署
地域における子育て世代の学びや交流			
45	未就園児応援事業	認定こども園・幼稚園では、通園していない乳幼児に対し、親子で遊んだり、園児と触れ合ったり、保護者同士の交流を深めるための場を提供しています。また、各認定こども園や保育所、幼稚園では、子育て家庭に対し、園庭の遊具等を開放し安全な遊び場を提供しています。	教育・保育課
46	乳幼児学級	友達づくりや子育てに関する学びや情報交換の機会を提供します。	生涯学習課
47	青少年施策	キャンプなど、多様な体験や交流を図る活動の支援を行います。	生涯学習課
13	児童センター・吉川児童館事業 【再掲】	乳幼児を対象としたベビーマッサージやＢＰプログラム、保護者を対象とした母親リフレッシュ教室や子育てセミナー、休日に開催するファミリーDay や夏休み等の小学生事業等をとおして、児童館として子どもに安心・安全な環境で活動できる場を提供します。さらに子育て支援拠点として、子どもや保護者への相談支援を行います。	子育て支援課
15	一時預かり保育 (児童センター) 【再掲】	一時的に家庭での保育が困難となる場合、また、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として一時預かり事業を行います。	子育て支援課
児童虐待の防止			
48	子ども家庭総合支援拠点	子どもの虐待の発生を防止するため、身近な場所で子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援する機関として、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援の役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待の防止と対応をすすめます。また、妊産婦等を対象とした相談支援も行う役割があるため、子育て世代包括支援センターの母子保健施策との連携、調整を図りながら運営します。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当部署
49	児童虐待防止事業	被害を受けた子どもが自らＳＯＳを発信できるよう相談先の周知を行うとともに、保護者や地域の大人に対して、児童虐待に対する関心を高めるための講座等を実施します。	子育て支援課
50	児童虐待防止ネットワーク事業	全学校園を訪問し、学校園の関係者（教職員や保育士等）との顔の見える関係をつくるため、児童虐待防止ネットワーク事業（通称オレンジネットワーク）を展開し、虐待と疑われる情報の把握や、早期対応につなげます。	子育て支援課
51	養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要な家庭及び出産前に特に支援が必要と認められる妊婦に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、保育士、ホームヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援していきます。	子育て支援課
52	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	児童の保護者が疾病等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童養護施設等で一定期間、児童を養育・保護していきます。	子育て支援課
53	DV 相談	配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）についての相談等や、被害者の自立支援に向けた相談体制の充実を図ります。	配偶者暴力相談支援センター
子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進			
54	地域で子どもを見守る青少年補導委員や「人の目の垣根隊」の活動支援	青少年補導委員及び関係機関と連携した、防犯パトロールを推進するとともに、地域の子どものみんなで守るキャンペーン活動を展開し、地域で子どもを見守るボランティアである「人の目の垣根隊」の活動を支援していきます。	青少年センター
55	学校情報（不審者情報等）の携帯電話への配信	子どもの安全に関する情報や急激な気象変化による登下校の安全確保等の情報を保護者の携帯電話等に一斉配信することにより保護者に安心感をもってもらうと共に子どもの危険からの回避を促進していきます。	教育センター

資料編

1. みきっ子未来応援協議会条例

平成18年9月29日

条例第36号

改正 平成27年3月31日条例第15号

(設置)

第1条 市民をあげて子育て支援を推進し、次の時代を担う子どもたちを健やかに育むまちづくりを進めるため、みきっ子未来応援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行うものとする。

- (1) 三木市子ども・子育て支援事業計画の進行状況及び推進方策に関する事項
- (2) 市民協働による新たな子育て支援に関する事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する事項
- (4) 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 次に掲げる団体から推薦を受けた者

ア 福祉関係団体

イ 健康・医療関係団体

ウ 教育関係団体

エ 子育て支援に関係する団体

オ 自治会等地域活動団体

(2) 公募による者

(3) 関係行政機関の代表者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門事項の調査審議等を行わせるため必要があるときは、専門委員を置くこ

とができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項の調査審議等が終了したときまでとする。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

2. みきっ子未来応援協議会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

No	氏 名	所 属 等
1	◎梶 正 義	関西国際大学人間科学部人間心理学科 准教授
2	三 宅 仁 見	三木市区長協議会連合会 会計
3	○山 根 寛 美 [※]	三木市連合PTA 副会長
	○田 中 美 幸 ^{※※}	三木市連合PTA 副会長
4	中 尾 将 浩	三木市子ども会育成会連絡協議会 副会長
5	○八 木 和 子	三木市女性団体連絡協議会 会長
6	西 垣 幸 子	三木市老人クラブ連合会 女性部長
7	石 田 寛 [※]	三木市社会福祉協議会 事務局長
	赤 松 宏 朗 ^{※※}	三木市社会福祉協議会 事務局長
8	益 田 俊 幸	三木市連合民生委員児童委員協議会 児童部会長
9	来 住 哲 州	三木市保育協会 自由ヶ丘認定こども園長
10	米 村 弥 生	三木市立幼稚園・認定こども園長会 三樹幼稚園長
11	今 枝 弘 子 [※]	三木市小学校・特別支援学校長会 口吉川小学校長
	稲 葉 泰 三 ^{※※}	三木市小学校・特別支援学校長会 三樹小学校長
12	計 倉 哲 也	三木市中学校長会 星陽中学校長
13	本岡 加代子	公募委員
14	岡 本 典 子	公募委員
15	吉 永 芳 枝	公募委員
16	神 吉 知 子	公募委員
17	岸 本 久 男	公募委員
18	浅 和 直 子	公募委員
19	田 中 啓 規	公募委員

※：平成30年度のみ ※※：令和元年度のみ

3. みきっ子未来応援協議会 子育て環境部会 委員名簿

◎：部会長 ○：副部会長 （敬称略）

No	氏 名	所 属 等
1	◎黒 井 一 寿	三木市社会福祉協議会 事務局次長
2	○金 井 友 洋※	三木市子ども会育成会連絡協議会 理事
	○稲 村 和 子※※	三木市子ども会育成会連絡協議会 理事
3	八 木 和 子	三木市女性団体連絡協議会 会長
4	本岡 加代子	公募委員
5	岡 本 典 子	公募委員
6	吉 永 芳 枝	公募委員
7	神 吉 知 子	公募委員
8	岸 本 久 男	公募委員
9	田 中 啓 規	公募委員

※：平成 30 年度のみ ※※：令和元年度のみ

4. 用語集

アセスメント（p26）

関連する情報を収集し、予想されるリスクや課題について評価・判定を行うこと。

合計特殊出生率（p5 等）

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値で、15 歳から 49 歳までの女性の出生率を合計したものをいう。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。

子育て世代包括支援センター（p19 等）

少子化対策・子育て支援対策において、妊娠・出産・育児期に対する支援を切れ目なく実施することを目的として創設された機関。保健師等の専門職を配置して、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行う。

子育て支援コーディネーター（p43）

妊娠中の母親や子育て中の保護者と子どもに対し、それぞれの家族の個別の状況を踏まえて、必要に応じた教育・保育事業や子育て支援事業を利用できるよう、相談・助言を行ったり、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うもの。

子ども家庭総合支援拠点（p26 等）

児童福祉法の改正により、市町村においては「児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない（児童福祉法第 10 条の二）」ことが定められたことから、各自治体が子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、相談支援や地域の資源・サービスにつなげるソーシャルワークを提供する拠点となる施設として設置するもの。

自然動態（p8）

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

社会動態（p8）

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

スクールカウンセラー（p23）

心の専門家として、暴力行為、いじめ等の問題行動、不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行うもの。

スクールソーシャルワーカー（p23）

特に子どもの家庭環境に起因する問題に取り組むため、社会福祉的な立場から教職員への指導や助言をしたり、保護者のケアをしたりするなど、子どもを取り巻く環境に働き掛けるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する専門家。

地域子育て支援拠点事業（p19 等）

地域の子育て支援の拠点として、就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供や、子育て相談、子育て情報の提供などを行う事業で、子育て中の保護者の孤立の防止や負担感の軽減を図っています。三木市においては、児童センターと吉川児童館の2か所で実施しています

特別支援教育コーディネーター（p44）

障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な支援が行われるよう、支援の必要な子どもへの指導・支援方法についての情報提供や学校内における支援体制の整備、保護者相談、関係機関との連携等に携わるもの。

B Pプログラム（p41 等）

「親子の絆づくりプログラム」の愛称。0歳児と保護者が一緒に参加して学習・交流する子育て支援プログラム。

放課後子ども教室（p24）

放課後や週末に子どもの居場所をつくるため、主に学校の校庭や教室を活用して、地域住民の協力によって学習活動や各種の体験活動を行う取り組み。放課後児童健全育成（アフタースクール）事業とは異なり、保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが対象となる。

三木市就学前教育・保育共通カリキュラム（p22 等）

認定こども園・保育所・幼稚園のどこであっても、ひとしく質の高い教育・保育を実践していくために、三木市独自の就学前教育・保育の共通カリキュラムとして策定したもので、基本方針と重点内容、年齢別のカリキュラムについて記載している。

労働力率(p13 等)

労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が生産年齢人口（15歳以上の人口）に占める割合。

第 2 期三木市 子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和 2 年 3 月

発 行：三木市 編 集：三健康福祉部子育て支援課

〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-82-5500
